

日米地位協定の抜本改定を求める意見書

沖縄県では、昨年、米兵による２件の女性暴行事件が発生したが、６月の県議選が終わるまで、県に対してさえ明らかにされないという事態があった。

神奈川県内でも、昨年から今年にかけて、日米地位協定の改定が必要な事件事故が多く発生している。昨年８月には海老名市に、１０月には茅ヶ崎市に米軍のヘリコプターが臨時着陸した。日米地位協定の取決めにより、いずれの場合も警察は現場検証ができず、原因究明することもできなかった。

また、横浜地方裁判所は、米兵による傷害事件の民事訴訟裁判において、今年４月当該米兵に約１６００万円の損害賠償を命じた。日米地位協定では、「米兵に支払い能力がない場合、被告に代わって米政府が支払うよう請求できる」となっているが、実際、「米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない場合」には、日本政府がその差額を補填するＳＡＣＯ見舞金制度が設けられている。これも米政府が全額支払うよう改める必要がある。

これらの事案に対し、日米地位協定には、米軍関係者が起こした事件事故について日本国内法の適用が最優先されるという原則が確立されていない根本的な問題がある。第二次世界大戦の敗戦国であるドイツ・イタリアを含めＮＡＴＯ諸国も米国との地位協定を結んでいるが、いずれの国も、米軍関係者の事件事故については自国の国内法の適用が原則とされている。

沖縄県と全国知事会は、何度も日米地位協定の改定を求める要望を国に提出しており、不平等な日米地位協定の抜本的改定は、永年、国民の念願するところである。

よって、国においては、米軍関係者が起こした事件事故等に対し日本の法令の原則適用を内容とする日米地位協定の見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月２７日

伊勢原市議会